

補足資料

(稅務手續關係通達等)

目 次

- 事前通知関係
 - ・ 税務調査の際の事前通知について（平成 13.3.27 事務運営指針） ……1

- 是認通知及び修正申告等の勧奨関係
 - ・ 「個人課税事務提要（事務手続編）」の制定について
（平成 21.6.26 事務運営指針） ……3

- 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（平成 13.1.6 財務省訓令第 12 号） ……10

課総 5 - 1
課個 4 - 3
課資 5 - 7
課法 3 - 3
課酒 6 - 3
課消 4 - 6
官総 6 - 7
査調 3 - 1

平成 13 年 3 月 27 日

国税局長
殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

税務調査の際の事前通知について（事務運営指針）

標題については、別紙のとおり定めたから、これにより適切に運営されたい。

（趣旨）

税務調査における事前通知については、昭和 37 年 9 月 6 日付官総 6 - 230 ほか 5 課共同「税務調査の際の納税者および関与税理士に対する事前通知について」（法令解釈通達）に基づいて適切に実施してきたところであるが、行政の透明性及び統一性の観点から、改めて税務調査の際の事前通知についての考え方を整理したものである。

(別紙)

税務調査の際の事前通知について

1. 税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査日時をあらかじめ通知（事前通知）する。

ただし、事前通知を行うことが適当でないと思われる次のような場合については、事前通知を行わない。

- ① 業種・業態、資料情報及び過去の調査状況等からみて、帳簿書類等による申告内容等の適否の確認が困難であると想定されるため、事前通知を行わない調査（無予告調査）により在りのままの事業実態等を確認しなければ、申告内容等に係る事実の把握が困難であると想定される場合
- ② 事前通知することにより、調査に対する忌避・妨害、あるいは帳簿書類等の破棄・隠ぺい等が予想される場合

2. なお、事前通知を行うかどうかは、個々の事案に即して、無予告調査の必要性を十分に検討して決定し、税務調査の指令の際に指示するとともに、その事績を記録する。

課個4	35
課総2	26
課資5	42
課法4	37
課消1	26
課審1	11
官総1	43
官参6	10
徴管2	38
徴徴1	68
査調2	86
査察1	18

平成21年6月26日

各 国 税 局 長 殿
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

「個人課税事務提要（事務手続編）」の制定について（事務運営指針）

標題のことについては、別冊のとおり制定したから、平成21年7月10日以降はこれにより適切に処理されたい。

なお、これに伴い、平成11年6月25日付課所6-26「個人課税部門の事務計画策定要領等の制定について」（事務運営指針）及び平成12年7月4日付課所6-33ほか11課共同「『個人課税事務提要（事務手続編）』の制定について」（事務運営指針）は廃止する。

（趣旨）

平成21年7月の内部事務一元化の実施に伴い、個人課税部門で実施する個人課税事務に係る事務提要（事務手続編）を制定するものである。